

平成20年3月13日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八子
8番 上野淑子
10番 吉川里己
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係長 松尾和久
議事係員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	栗	和	明
院	事	務	古	賀	雅	章
総	務	課	久	原	義	博
財	政	課	角			真
企	画	課	長			真
選	挙	管	大	宅	敬	一
理	委	員	山	下	真	琴
会	事	務	森	山	義	秀
局	長					
監	査	委				
員	事	務				
局	長					
農	業	委				
員	会	事				
会	事	務				
局	長					

議 事 日 程 第 5 号

3月13日(木)10時開議

- 日程第1 街づくり特別委員会報告(特別委員長報告)
- 日程第2 地域活性化特別委員会報告(特別委員長報告)
- 日程第3 環境問題調査特別委員会報告(特別委員長報告)
- 日程第4 常襲水害地対策特別委員会報告(特別委員長報告)
- 日程第5 武雄市民病院問題調査特別委員会報告(特別委員長報告)
- 日程第6 第53号議案 武雄市景観条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案訂正の件(議決)
- 日程第8 第9号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第9 第10号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(質疑・産業経済常任委員会付託)
- 日程第10 第11号議案 武雄市屋外広告物手数料条例(質疑・建設常任委員会付託)
- 日程第11 第12号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第12 第13号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第13 第14号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第14 第15号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第15 第16号議案 武雄市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第16 第17号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第17 第18号議案 武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第18 第19号議案 武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託)

日程第19	第20号議案	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第20	第21号議案	武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第21	第22号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第22	第23号議案	武雄市企業立地等の奨励に関する条例の一部を改正する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第23	第24号議案	武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第24	第25号議案	武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第25	第26号議案	武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第26	第27号議案	武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第27	第28号議案	財産の取得について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第28	第29号議案	市道路線の廃止について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第29	第30号議案	市道路線の認定について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第30	第31号議案	武雄市土地開発公社定款の変更について（質疑・総務常任委員会付託）

開 議 10時

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第55号議案及び第56号議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を開始いたします。

日程第1．街づくり特別委員会の報告から、日程第5．武雄市民病院問題調査特別委員会の報告まで5件の報告を一括議題といたします。

順次特別委員長の報告をお願いいたしたいと思っております。

最初に、街づくり特別委員会の報告を求めます。吉川街づくり特別委員長

街づくり特別委員長（吉川里已君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。それでは、街づくり特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、市街地対策と九州新幹線西九州ルート対策の調査等を目的として設置をされております。ことし2月17日に鉄道高架の切りかえ式と新駅開通式が行われ、鉄道高架事業が実現をいたしました。今後、既存の線路が撤去をされ、南北に分断されている中心市街地の往来が容易になり、いよいよ着工される見通しとなりました九州新幹線西九州ルートの活用とともに、新しいまちづくりが期待をされるところでございます。

本委員会は、平成19年11月1日から2日まで広島県の三原市と呉市の行政視察を行い、まちづくりの先進地として研修をさせていただきました。

三原市大和町におきましては、デマンド交通事業により商工会が実施するデマンド型の相乗りタクシーを使った住民移動手段の確保が行われております。これにより住民は交通システムへの登録と予約をすれば、自分の家から目的地まで、ドア・ツー・ドアで行くことができる交通手段ができておまして、市民の方には非常によい反応を受けておられるという状況でございます。特に高齢者、あるいは体の不自由な方に好評ということでございました。

ただ、燃料費の高騰などの課題があるわけでありましてけれども、過疎地、周辺部としての交通対策として、重要な機能、役割を果たしておるという認識をしたところでございます。

一方、呉市のほうにおきましては、携帯電話を使った観光ホームページで、「携帯観光くれナビ」、あるいは中心市街地の活性化事業対策に全力を尽くされておりました。中でも中央商店街の衰退が激しく、早急に対策が必要な状況にあるということで、「JR呉駅を中心とした、にぎわい集客事業や駐車場、あるいは案内板などの施設の整備事業、そして、「来てくれ店舗全国公募事業」などを実践し、中心市街地の人口増加など、呉市独自の状況を利用した対策を講じておられたところでございます。

本委員会といたしましては、視察の結果を踏まえ、駅周辺の利用計画の充実、中心市街地の活性化、あるいは行政と民間が一体となった武雄市の観光資源を生かしたまちづくりを今後行っていかなければならないと思っておりますところでございます。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、地域活性化特別委員会の報告を求めます。大渡地域活性化特別委員長

地域活性化特別委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

おはようございます。地域活性化特別委員会は、18年4月に合併後の武雄市の周辺部対策、企業誘致など、地域課題についての審査、調査の目的で設置されました。

平成19年度の取り組みについて御報告を申し上げます。

昨年19年7月9日に特別委員会を開催し、庁舎活用について協議をいたしましたところでございます。庁舎活用方針につきましては、行政事務の低下をさせないことと住民サービスの向上を図ることを基本とすることとしています。活用経過について、19年4月に山内支所に障

害者交流センター、北方保健センターに子育て総合支援センターの開設と北方支所1階の社会福祉協議会へ貸し出しの実績の報告がありました。山内支所の山内商工会への貸し出し、これは平成19年10月より実施しております。北方支所へ日田天領水流通センターの設置、また、両支所への災害時備蓄品保管場所設置等の説明がありました。今後の活用案について、企業等への貸し出し、ギャラリー等の公開を検討しているところであります。委員からは商工会の入居の経緯や日田天領水の契約の経緯等の質疑があり、執行部の説明を受け、空きスペースを安易に埋めるだけでなく、市民に開かれた活用をとの意見等がありました。

次に、特別委員会視察研修としては、昨年19年10月16日から17日の1泊2日の行程で鹿児島県霧島市の「サテライトみぞべ」の地域活性化の役割等を研修し、また、鹿児島県指宿市の市内循環バス運行対策事業について担当部署からの説明等を受け、市民流通の確保が地域活性化の源であることを確認し、施策の重要性を認識したところであります。以上の内容でございます。

また、特別委員会のあり方についての意見が出され、今後の検討課題として取り組む必要があるという意見も出ました。

以上で地域活性化特別委員会の報告といたします。

議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、環境問題調査特別委員会の報告を求めます。宮本環境問題調査特別委員長
環境問題調査特別委員長（宮本栄八君）〔登壇〕

おはようございます。時々短くとか言われますので、どのくらいつくったがいいのかわからないもので、ちょっと皆さんと同じようにびしっとできていないことをまずおわびしておきます。

環境問題調査特別委員会の報告をいたします。

調査課題としては、広域ごみ処理施設と水洗化の2つについて中心に調査してきました。

平成18年度は、出雲市の不燃物は以前の処理施設を使う可燃物に特化した経済的なごみ処理施設、佐賀市のストーカー炉方式の故障の少ない施設の視察、また、松江市の合併前の各市町の処理方式をそのまま続ける水洗化の方式などを視察しました。

本19年度は10月29、30日に視察を実施し、広域ごみ処理施設の視察として、ごみ処理施設の建設は通常10年程度かかるため、完成後の施設視察に行った場合、着工当時の問題点や施設計画の処理方式の過程などが、担当者などが異動してわかりにくいことから、今回は私たちの西部広域ごみ処理施設より一、二年早い動きをしている、処理人口25万人の程度で絞り込み、鳥取市東部広域行政圏組合で進められている計画の状況を視察することにしました。大分戸惑っているということを知って、それでも問題点を知ることにも勉強になるということで行きました。しかし、用地交渉が難航しておりまして、当初2カ所つくる予定だった施設

がごみの減量化やバイパス道路ができたため、効率化するために1カ所に変更し、施設を以前つくらないと言っていた地域になったため、そこで住民が反発し、何か大きな反対運動はしないが説明会には人が全然来ないというふうな、無視作戦をとっているということで大変苦慮をされていました。そこでどういうふうにするかということで、これは参考になるなあと思ったんですけども、こういうふうに、その地区に対して、将来ちびっこ広場とかジョギングコース、テニスコート、スポーツドームができるという、こういうのを新聞折り込みにして、結局、住民の理解を得るような活動をされているということで、まだ用地も決まっていけないのに、こういうふうな内容まで公表してあるというのがちょっとすばらしいかなというふうに感心したところです。そういうことで新聞折り込みなどまでしてあると。そして、年度の予算はついているので、その年度の予算を利用するために地権者の承諾がとれば、すぐ動ける体制ということで、その予算は使っているということでした。

一方、その視察で乗り合わせた女性タクシーの運転手さんが地元のオンブズマンで、この鳥取市のもう一方の西部広域ごみ処理施設に絡み、管理者が入札妨害で前日逮捕されたとか、そういう生の声もそういうところで勉強したりしました。

そして、この広域圏のおもしろいところは、県を東部と西部に分けているせいか、いろんなし尿汚泥のコンポストセンターとか、リサイクルセンターとか、また最終処分場が終了した後のグラウンドゴルフ場など、そういう多岐にわたって行われておりました。その辺が今後の広域圏のあり方の示唆にもなるのではないかなというふうに思っております。

それで、次に水処理関係では安来市 安来節の安来ですけども、そちらのほうに行ってきました。何か市長の公約の関係のようですかね、水洗化を進めるということになっておりまして、人口は約4万4,000人で武雄市よりもちょっと規模は小さいですが、下水道に関しては年間27億円もの予算を組んでありました。また、整備方式についても、地域に応じた方法やいろいろの補助金を活用し、あの手この手での水洗化を推進されていました。

公共下水道や農排はもちろん、私たちもよく知らないんですけども、簡易排水、小規模集合排水、それに、戸別合併浄化槽、そして市町村型の浄化槽の6方式をとってありました。

料金的には下水道加入金は武雄市よりも高い20万円ですが、一括前納すれば18万円程度に値引く方式があって、そこで、たくさん加入されているということでした。また、逆に早く払えない人でも分割方式というのがありまして、分割で払っていただくという、いろんな施策がしてありました。あと使用料金については、逆に大量使用者のほうが高くなるようになっておりまして、今このシステムの中で20立方はどのくらいかということ、武雄市の農排が160円ですけども、ここでは157円となっております。それで、武雄市と同じように下水道マップを見直しながら、整備をされているわけでした。

市町村設置型の合併浄化槽について言えば、各地にばらばらになるので入札はどうなっているかというのを質問しましたところ、近くの3つの浄化槽を1件として入札をしていると

いうことでもございました。そしてまた、ちょっといなかの部分もあって、家の大きさに浄化槽の大きさを合わせるとなると、現在余り住んでおられないところにも大きな浄化槽になるのではないかということについては、延床面積に水道利用量を勘案しながら、適正な浄化槽の設置をしているということでした。

そして、市は、本体工事のほか、放流ポンプ、ブローワ、電気引き込み工事、それに浄化槽の電気代を負担しているということでもございました。また、そのほかの融資制度についても水洗便所改造融資あっ旋制度など、トータル的に進められておりました。

以上、思ったことは職員さんの熱意というのも結構あったかなというふうに思いました。ただ、その職員さんに何で頑張っているんですかって言ったら、いや、議員さんに厳しく言われてですねということでもしてね、最後は議員さんがしっかり言うということが一番大切だったのかなと、そういうふうに思ったわけです。

以上報告を終わりますが、この委員会として広域ごみ処理施設も何個か見たんですけれども、この中でどの方式が一番適しているのかという、そういう検討までいかなかったもので、この委員会が今後継続されれば、その辺についても検討していただきたいと思いました。委員さんに恵まれて 恵まれてというか、質問も絶え間なくしていただきまして、ちょっと初めて委員長になったんですけれども、大変ありがたく感謝しております。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。小池常襲水害地対策特別委員長
常襲水害地対策特別委員長（小池一哉君）〔登壇〕

おはようございます。当特別委員会は10月5日に委員会を開催し、今年度の提案活動計画と武雄市常襲水害地対策促進期成会の提案検討を行い、10月17日には当該課題等の把握、そして、共通理解を図るために松浦川の現地視察を行い、県による河川工事の進捗状況や今後の計画等の確認をいたしました。その後、武雄河川事務所を訪問し、担当職員らと意見交換をいたしまして、10月22日には河川事務所所長を初めとする河川事務所職員と九州整備局へ六角川及び松浦川の整備促進要望活動を行いました。その際、昨年度は東側排水機場の整備、今年度は災害対策として鳴瀬地区に2トンの排水機の設置。また的確な河川情報など光ファイバーを使用しての映像提供など、ソフト面の充実を図りたいとの報告を受けました。

また、本年は河川工事、ポンプ設置等、ハード面の要望に加え、ソフト事業の創設、常襲水害のおそれのある家屋については、河川改修等のハード整備と並行して、家屋移転補償制度等のソフト事業創設を含めた対策を推進することを切に訴えてまいりました。それぞれの機関においては、その提案に非常に興味を示されまして、研究等に入る旨の回答を得ることができましたが、本省へも伝えてほしいとの要望もあり、10月27日から28日において本省並

びに国会議員への提案活動を行いました。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、武雄市民病院問題調査特別委員会の報告を求めます。黒岩武雄市民病院問題調査特別委員長

武雄市民病院問題調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

武雄市民病院問題調査特別委員会の中間報告をいたします。

特別委員会を1月11日、18日、2月1日、7日、25日とこれまで5回開催いたしました。初日は特別委員会での当面の取り組み並びに市民病院に対して、どのような問題点を持っているかの意見を求め、集約をしたところでございます。

意見といたしまして、医師確保の問題、専門知識の必要性、公的医療と財政問題　つまり赤字の許容範囲と市場原理問題ですが、救急救命を含む高度医療の必要性、公営と民営の違いなどが出されました。さらに自治体病院のあり方、執行部の合意形成のあり方などが問題提起されたところであります。次回からは、武雄市民病院経営改革基本方針の説明を受けた後、それぞれの委員に本題に入る前の準備として資料請求をしていただき、それをもとに執行部に説明を求め、理解を深めていったところでございます。

2月12日、13日の2日間は公立病院で黒字経営をしている備前市へ先進地視察に行っていました。備前市は、平成17年3月22日に旧備前市、吉永町及び日生町の1市2町で新設合併され、人口4万241人、世帯数1万4,335世帯の市であります。一般会計の予算規模は約170億円の市でありました。18年3月に日生町、18年4月に吉永町の両町の病院は新築されておりましたが、市立吉永病院は昭和55年に現院長が就任して以来、27年間黒字経営を維持してきておりました。また、市立日生病院も黒字経営をなされておりました。

しかし、政府が進める新医師臨床研修制度によって大学病院が医師不足となったため、外科医3名が大学の医学部に引き揚げられ、備前市としても病院改革を余儀なくされたとのことでした。改革の一部を見ても、医師及び看護師確保については、本年3月で外科医3名が引き揚げられる予定となっており、大変困惑していると。また女性医師もことし3月出産予定と、代替の手当も難しい。医師確保、看護師確保のために、院内保育所を来年度計画していると。公立病院改革ガイドラインについては、医師確保の問題はほかの病院のこととたかをくくっていたが、急に外科医3名の通告を受けた。その当事者になると、病院の建物はあっても、病院はサドンデス。市長の医療に対するビジョンが明確に発信されないとだめである、100床程度の医師研修機能も有していない病院は生き残れない、高齢者の内科病院となるだけであると。今は、1月開始している岡山県公立病院改革検討協議会に参加しているとのことでした。

2月25日の委員会では、病院経営形態の基礎となる医師確保が定まらなければ、委員会としての結論が出せませんので、執行部に対して、3月末までに医師確保についての確実な方針を示すよう要望しているところでございます。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

ただいまの報告はいずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で各特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を行います。

日程第6．第53号議案 武雄市景観条例を議題といたします。

さきの武雄市議会12月定例会におきまして、継続審査に付されておりました第53号議案について、建設常任委員長から審査終了の報告がありましたので、その報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年12月武雄市議会定例会において本委員会に付託されました第53号議案 武雄市景観条例で、この案件は条例案の一部を修正することで可決すべきと、全会一致をもって決定いたしましたことを報告いたします。

修正の内容としましては、第9条第1項の表の武雄温泉通り周辺の項及び御船山周辺の項を削るというものであります。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第53号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。本案の建設常任委員長報告は一部修正でありますので、まず委員会の修正案について採決を行います。

建設常任委員会の修正案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、建設常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案訂正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

議案の一部修正について、おわびとお願いを申し上げたいと思います。

さきに提出しました議案の一部に誤りがございましたので、次のとおり訂正くださいますようお願いいたします。

議案名、第37号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）、修正箇所及び内容でございます。

平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算書1ページ中、「第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、」を削っていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

改めて今後こういった間違いのないようやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

ただいまの説明の一部修正は、第2条の削除ということでございます。

ただいま説明がありました第37号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）は申し出のとおり、一部修正、削除することを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は申し出のとおり、一部訂正、削除することを許可いたします。

日程第8．第9号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

おはようございます。では、第9号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の1ページから4ページをごらんいただきたいと思います。

この第9号議案の条例は、後期高齢者医療制度の平成20年4月1日からの開始に伴い、市長が行う事務に関する条例であります。

後期高齢者医療の運営主体は、県下全市町で構成する佐賀県後期高齢者医療連合でござい

ますが、市民の方と直接接して行う事務につきましては、市民の方の利便性を図るため、市の事務と位置づけられております。この条例は、武雄市が行う窓口事務の必要な事項を定めるものでございます。

それでは、1条から順々に御説明いたします。

第1条は、後期高齢者医療に関し、これに関する法令及び佐賀県後期高齢者広域連合の条例で定める以外の事項については、この条例で定めるという趣旨を規定いたしております。

第2条では、後期高齢者医療の確保に関する法律、施行令並びに同規則で規定する事務の中で武雄市が行う事務を規定しております。また、第1号から8号には、これ以外に武雄市が行う具体的な事務を上げております。

第3条は、武雄市が保険料を徴収する被保険者を規定しております。

第4条は、普通徴収にかかわる保険料の納期について定めております。1項において普通徴収の納期を10期に分け、6月から3月までとし、それぞれの月の15日から月末を納期としております。12月につきましては、28日が納期となっております。この納期は国民健康保険税と合わせております。第2項は、通常の納期により得がたいものの規定であります。3項は、納期ごとの保険料に100円未満の端数がある場合は、すべて最初の納期の分割金額に合算する規定でございます。

第5条は、保険料の督促の規定でございます。税の督促手数料と同額にしております。

第6条は、延滞金に関する規定でございます。

第7条から9条までは、過料の罰則規定でございます。

次に、附則の説明をいたします。

附則1は、この条例の施行期日を平成20年4月1日からと定めております。

附則2においては、平成20年度における国民健康保険以外の社会保険等の被扶養者であった被保険者に係る徴収の特例でございます。

社会保険等の被扶養者であった被保険者は、これまで保険料の徴収がなかったわけですが、後期高齢者医療では保険料を負担していただくこととなります。その徴収についての取り扱いであります。緩和措置として保険料の徴収を半年間凍結し、10月より3月までの6期で徴収するものでございます。

附則3は、平成20年度において被扶養者であった被保険者に係る納期について、第4条第2項の規定を運用する場合において、同項中「別に定める」とあるのは、「10月15日以後における別に定める」とするものでございます。

附則4においては、延滞金の割合の特例についてであります。

以上で補足説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第9号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第9・第10号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第10号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の補足説明を申し上げます。

工場立地法では、緑地面積の敷地面積に対する割合を20%以上、環境施設面積を25%以上と規定されていますが、平成19年6月に施行されました企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法では、経済産業大臣等、関係大臣の定める基準の範囲内において、条例で緩和できることになりました。

武雄市は企業立地促進法で定める基本計画の国の同意を得ており、今回、条例を制定して緑地等の面積要件を緩和するものでございます。

条例の内容につきまして、第1条に本条例の趣旨を、第2条に用語の定義をしております。第3条では適用区域、緑地及び環境施設面積の敷地面積に対する割合を規定しています。

武内地区適地は、武雄町亀ノ甲で、ここは元株式会社ツカサ製作所跡地でございますが、国の基準で住居用にあわせて工業用に供されている区域、いわゆる甲種区域と言いますが、これに該当するため、緑地面積割合を15%以上、環境施設割合を20%以上としております。

一方の袴野工業適地は、ここは長崎自動車道沿いで、ここはもともと静岡県のシンクス株式会社が平成4年に武雄市土地開発公社から購入された用地でございます。ここは基準で専ら工業用に供されている区域、いわゆる丙種区域に該当するため、若木町の武雄工業団地が団地特例で設定している率と同率の緑地面積を6%以上、環境施設を8%以上と定めております。

附則で、この条例の施行日を平成20年4月1日からとしております。

以上、何とぞよろしく御審議賜りようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第10号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

工業団地に対する支援ということではいいかなと思うんですけども、これが前のツカサ製作所の跡とか、シンクスが取得していた用地に限定してあるわけなんですけれども、これが、新たに来る人がここ以外のところに行きたいというときには全然支援がないというふうな、逆に考えればなるもので、こういう若木地区とか、武内地区とか、そういう個別的な場所じゃなくて、地域指定的なものはできないのか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

この面積の基準につきましては、工業立地法で敷地の面積が1万平米以上の敷地について規定がされておりまして、今回の武内地区、それから袴野地区につきましては、武内地区が1万平米以上ございます。それから、袴野地区が全体で3万4,500平米ございますので、そういうことで、今回この指定をしております。

それから、これについては、基本計画の中で地番まで一応入れて申請をしているということで、区域の指定をする必要があるということでございます。

それからもう1点、現在、きのうの一般質問でも申し上げました、新たな団地が指定をされますと、そこは新たにまた追加を計画変更でしていくということで考えております。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

日程第10．第11号議案 武雄市屋外広告物手数料条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

第11号議案 武雄市屋外広告物手数料条例について補足説明を申し上げます。

本議案は、佐賀県屋外広告物条例の一部権限移譲を受け、平成20年4月から武雄市が事務を行うことになりましたので、その手数料に関し、条例を定めるものであります。

第1条は趣旨、第2条は手数料の納付について定めております。手数料の額につきましては別表に定めております。なお、別表は県の条例と同一であります。第3条は不還付、第4条は減免について定めておりますが、県条例と同じ内容でございます。第5条は委任規定を定めております。附則で施行日は平成20年4月1日からとしております。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第11号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

第11号議案について幾つか質問を聞いておきたいと思っております。

1つはこの別表にあります手数料のことと、手数料を取る根拠ですかね。どういう場合に手数料を取るかというのは、張り紙、立て看板、広告、気球、電柱、街灯、張り札、看板等と書いてありますね。こういった媒体が武雄市が所有している場合、公共的な場合ですね。個人が所有している場合、電柱とか街灯とかNTTであったり九電であったりというのがありますね。そういったものを媒体として利用する。そうすると、使用料が発生する。

減免が、第4条のところでありませけれども、そうしたときに、例えば張り紙等でいいますとね、Aさんの家の塀に張らしてもらおうと、伝達手段として。それが営業であれ、営業でなかった場合にしましてもね。そうすると、その許可を得て、市役所に来て手続をして使用料手数料を払うということになるんですか。その1つは媒体が個人であれ、公共であれ、すべてこの対象にするということなんでしょうか。

もう1つは、大事なのはその表現の自由、伝達手段としての表現の自由、これを手数料を取ることによって規制する、これが果たして妥当かどうかという問題がありますね。そこら辺を私、答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

この許可を受ける、受けないというところにございましては、許可の範囲がございます。今の案でいきますと、国道、県道、そして主要な市道、この分の道路端から20メートル以内、あるいは大きな道路については100メートル未満、500メートル以内、2種類がございますが、そういうふうなところに立てる場合が許可が要するという形です。それで、張り紙につきましても、別表の1枚5円、こういう手数料が必要になるということでございます。

議長（杉原豊喜君）

個人の家については。

松尾まちづくり部長（続）

これは、公共の施設については張り紙できないようになっていますので、一般の個人の土地、この場合に許可が要ることになります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

これは県が広告物条例を設定するときに、随分論議になった経緯があるんですよ。ですから、例えば政治活動は適用外かどうかですよ、もう1つはね。もう1つはその媒体、電柱であれ、個人の塀であれ、それが個人の所有物に張るときにも使用料、手数料を取るというのはね、その根拠は何ですか。取っていいという根拠、条例をつくれれば全部取っていいんですか、そういう質問ですよ。

もう1つは、県でこれをつくるときに大問題になったというのは、表現の自由を規制することになるんじゃないかと。例えば、広告した場合に営業用だとか、営利を目的にした場合とか、あるいは営業活動以外もありますよね、伝達手段としては。そこら辺を県の条例を引き継ぐということであればきちんとした説明をしていただかないとね。一々Aさんの家にち

よってこれ、こちらに張らせてくれということでしたときに、許可をいただきましたと。100枚ありますので、じゃ、市に500円払わなきゃいかんのかどうか。これずっと見ていくと、そうなるわけでしょう、公共施設はだめですよと。それは余りにもひどい内容ですよ、それで通すとすれば。だから、根拠を示していただきたい。条例で示せば、全部手数料取れるのかどうか。もう1つは、いわゆる適用外のものもありますので、そこら辺、整理して答弁いただきたい。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

根拠としましては、手数料を取る場合は条例で定めなさいという決まりがございますので、それが根拠でございます。

そして、もう1つ、個人の敷地に、例えば個人の塀ですね。個人の塀に張り紙を張ると、この場合は個人さんからまず張ってよかですという理解をもらうて、そのもらった上でここに張りますよ、いいですかという、うちのほうに許可申請をしてもらうと。それで1枚5円ということでございます。（発言する者あり）

今、議員、政治活動のことで言われたわけですかね。（発言する者あり）適用除外につきましては、また別に定めがございますので、そのケース・バイ・ケースでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

しかし、それは大変なことですよ。結構、例えば犬の散歩についてはふんの処理をしてくださいとかね、公園に入らないでくださいとかね、いろんなものを張るでしょう。それ一々これ市役所に届けてもらって、100枚張りますから500円くださいって市は言えるんですか。

勉強会のときに、これ聞いたんです。もう1つは、そういうボランティア的な活動にも、あるいはバザーをしますという案内なりチラシにしましてもね、それぞれ目的が違うでしょう、営利活動の場合とそうでない場合と。もう1つは、さっき部長が言った公職選挙法にかかわって政治活動をする場合は、それは適用外にするとかね。それは表現の自由、伝達手段としての確保ということで、県の広告物条例を制定するときに、随分中心的に論議されたところですよ。そこを適用除外がきちんとあるならね、それに基づいて、答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

適用除外につきましては、県条例の第6条にうたっております。県条例の第6条に1号から10号まで、この分でどれがどれに該当するかという形になります。(発言する者あり)
そしたら、今ここで適用除外の分は読みます。

「公職選挙法その他政令の規定に基づいて表示し、又は設置するもの」。

2号に「国又は地方公共団体が、その事務又は事業について、公共の利益のために表示し、又は設置するもの」。

3号、「国及び地方公共団体以外の者が、公共の利益又は公衆の利便のために表示し、又は設置するもの」。

4号、「寄贈に係る公益上必要な施設若しくは物件のうちで知事が指定するもの又は第四条第九号に掲げる物件に寄贈者名を表示するもの」。

5号、「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために、自己の住所、事務所、事業所、営業所、作業場又は倉庫に表示し、又は設置するもの」。

6号、「自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの」。

7号、「講演会、展示会、音楽会、競技会その他これらに類する催しのためのもので、その会場のある区域に表示し、又は設置するもの」。

8号、「祭礼、婚礼、葬式その他知事が指定する催しに関して表示し、又は設置するもの」。

9号、「人が携帯で表示し、又は人に表示するもの」。

10号、「動物、車両又は船舶に表示し、又は設置するもの」。

この分を適用除外ということになります。

それで、先ほど議員がおっしゃられた、自分の家の塀にふんはしないでくださいと。これは自己の所有地の中に、自己の分を表現するということで、私は、手数料は要らないと、許可は要らないと考えております。

〔22番「議長、議事進行」〕

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野・夫君)

これは手数料条例を議会に提案して、これから総務委員会で論議されるんでしょうけど。しかし、今の答弁を聞きましてもね、適用除外が10項目ある。ずっと聞きましたけど、1は何やったかなと忘れてしまうんですね。

これはこういう手数料条例で、市民が負担しなきゃならないと。そういった場合には、こういう適用除外がありますよと、そういう県の条例にあるものをそのまま権限移譲するわけ

でしょう。少なくとも適用除外はね、勉強会のときにも資料は出ませんでしたし、きょうの本会議でも資料出ていませんので、これは出してくださいよ。そうせんとね、だれに対して払わにゃいかんか、どういう場合に払わにゃいかんかという判断がつかないでしょう。

さっき言ったその自分ところの所有 自分ところの塀に張る分、それはわかりますよ、そりゃ。どういうもの、どういうものでおかしいけど、自分の家の塀にどういうふうなものを張るかによって、一々市役所届けるもんですか。私が言ったのは、Aさんの家にBさんが行って、これを張らせてくださいと言ったときに、それが適用除外のどの項に当たるのかね、そういったものをきちんと準備した上で答弁してもらわないと、我々3回しかできませんので。

1つ議長にお願いしたいのは、今、答弁された、口頭で言われたね、10の適用除外、これ資料を出してくださいよ。そうせんと、5円を取ることの根拠がわからんでしょう。取っていいと、市が。あれは250円取っていいという根拠が明白になりませんよ。そういうものを出さないでね、これをいきなりここで審議しなさいと言うのは、それは無理ですよ。文書があるなら直ちに出してくださいよ。

〔29番「議長、する前によかですか。もっともな議事進行としますので」〕

議長（杉原豊喜君）

はい。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、総務委員会と言われたけど、多分建設委員会だろうと思うんですけども、（発言する者あり）よかですかね。そしたら、うちの委員会になるんですけど、基本的なこと、今聞いてびっくりしてわからんのですけれども、その根拠というのは条例ばつくるけんて言いんさったばってん、つくらんばいかん条例ですよ。何でそういう金を取るようになるのかで、全く基礎のところがわからんとですよ。なし銭ば払わんばとかにゃというところのわからんですもんね。それはもう形はちゃんとつくって、条例でつくってとるというのはわかるですよ。その前の前の前の、ほんな基礎んところのですね、なし銭ば払わんばとかというのがわからんとですよ。今までそれはしとらんわけでしょう。それがなし今度せんばいかんかというのわからんけんが、よかぎ、この際教えてください。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

22番議員の議事進行についてですけど、この条例は県の条例に基づくものということでございますので、県の条例とその適用除外と詳しく書いた資料を執行部のほうから提出させるようにしたいと思います。いつまでにできますか。きょうじゅうにできますか。（発言する者あり）

〔22番「議事進行」〕

22番（平野・夫君）

県の条例も全部とは言っていませんよ。今言われたように5円払わないかん理由だとか、払わないでいい理由とかね、適用除外10項目あるでしょう。少なくとも10項目は、これに添付する必要があるんじゃないですか、適用除外というのは。それは県の条例がこうですよというのはね、それは確かに必要なことでしょうけれども。今、黒岩議員が質問しましたようにね、何でお金を取らなきゃいかんのかということですよ。こういう場合は取らないでいい、こういう場合は取りますよという、そういう適用除外があるわけでしょう。少なくとも、それを出してもらわないと。

議長（杉原豊喜君）

29番議員の質問に対しては、答弁を執行部に求めます。

22番議員の議事進行については、県の条例をすべてではなくしてということでございますので、適用除外分 9項目でしたか、10項目でしたか、その分のリスト。（発言する者あり）午後一番に提出するというので……

〔20番「議長、議事進行」〕

20番松尾議員

20番（松尾初秋君）

今、議長が午後から言いんさったばってんですよ、結局、午後やったらもうこの審議終わってじゃなかと。そいけんやっぱり、すんならとめてでも今もって、それを見ながらまた議員がそれなりにまたいろいろ言うてくると思うけんですよ、そこんたいは議長ちゃんと配慮ばしてくんされんばいかんと思いますけど、どがんでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

まず、29番議員の質問に執行部の答弁を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

手数料の徴収根拠、これは今までが県条例で定められておりまして、県のほうに納めにゃいかん、そういうふうな広告物を出す場合はですね。県のほうに納めにゃいかん手数料でございました。それを、4月から一部権限移譲を受けて、武雄市でその事務をするということから、その分を武雄市の収入と手数料とするというところでの規定でございます。

（「議長、答弁になっとらんばい」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

恐らく黒岩議員の御質問というのは、なぜこれの手数料を取らなければいけないかと、その根拠を示せということですので、これは私から答弁したいと思います。

基本的にこれは広告に限らず、規制をするときというのは、一般的に手数料を取ることができる、あるいは取らなければいけないという根拠があります。これは広告物がある種、政

策的目的で制限する場合、その場合の制限の一つのあらわれとして手数料を取るということ
であります。これは広告法、あるいは景観法にもその淵源がありますので、恐らくそこから
来ていると。先ほどの部長の答弁からあったように、もともと県がそういった根拠に基づい
てやっているものを今般、権限移譲ということで市が受けるというふうな流れになるうかと
思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

本当は細部にわたることなんですから、委員会でもいいと思いますけれども、実際それが
今まで県でやられていたかどうかですね。私が知らんぐらいですから、例えばもう県はそれ
ほとんど実績はなかったんじゃないかと思えますけれども、今まで完全に県の条例ですから、
これ受けるんですからね。県がちゃんとしていて、それがあって私が知らなかっただけか
わかりませんが、一般の人が見たときに戸惑うと思いますので、実際武雄市でどのよ
うなことがあったのか、県で。実績を教えてください。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

県のほうからそこまで報告を受けておりませんので、ちょっと今はわかりません。

〔29番「議長、議事進行について」〕

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）

少なくとも権限移譲を受けて条例をつくる人がね、幾ら金が入るかわからんて何ですか。
考えられないでしょう。ただ、機械的しよるだけですか。権限移譲することによって、市が
どうなるって検討しとかにやいかんでしょうもん。そんな答弁ないですよ、ちゃんと調べな
さい。（「休憩、休憩。ちゃんと調べんですか」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

11時15分まで休憩いたします。

休	憩	11時3分
再	開	11時17分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部のほうにお願いをいたしたいと思えます。議案勉強会の中でもこういった質問をさ

れているということでございます。もっと的確な答弁ができるように、皆さん方も今後はさらなる努力をお願いしたいと思います。これは申し入れておきます。

執行部の答弁を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

先ほどの手数料の根拠、根拠法令というところで御答弁いたします。

根拠につきましては、地方自治法の227条の手数料を取ることができるというところから、この条例となっております。

議長（杉原豊喜君）

実態、徴収実態。武雄土木事務所の徴収実態。

松尾まちづくり部長（続）

それから、徴収の実態でございますが、武雄市内でどうだというのは、ちょっとつかめておりません。ただ、武雄土木事務所のほうへ問い合わせましたところ、土木事務所管内での手数料は、18年度分として49件の14万5,950円手数料として入っているというところがございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

金が入るわけですよ。条例をつくれれば、当然金が入ると。だから、予算書を私はあそこに積んで見ていないんですけども、幾ら入る予定と普通書いとるはずですよ、予算組みは。それはされているんですか、それとも、その金どこに行くんですか、今度は。お伺いします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

手数料については額が見込めませんでしたので、品目存置として1,000円を計上しております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。13番前田議員

13番（前田法弘君）〔登壇〕

済みませんね、長引かせて。先ほど来ずっとお話があっていましたが、そのことはもう済んだわけで、要するに私が聞きたかったのは、これまでの県条例のこの手数料条例の分と、武雄市の手数料条例の分の相違点を教えてくださいということをして1つと、それからこの条文の中の第4条、袋路ですか、小さな路地などの等々の文章のところ。これをもう少し具体的に教えてください。それから、その4、「その意匠又は色彩に変更をきたさない塗装替えを

行うとき。」という、ということは、これは許可を受けて立てているものを塗りかえをするとか張りかえをするとかいうときに、色またはデザインを要するに変えたら、許可をもう一遍受け直さんばいかんとか。デザインを変えたらまた許可を一遍受け直さんばいかんとかということでありませぬ。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

4条の1項1号、袋路、このことにつきましては、通常の道路と違って袋路の場合は見えにくいと、そういうところから減額、減免の対象になるというところですね。

それから、県条例と今回の市の条例の違うところということですが、これは県条例をそのまま市の条例に書きかえておりますので、相違点はございません。

議長（杉原豊喜君）

この4項、4条の4項。

松尾まちづくり部長（続）

これは変更する場合でございますが、変更する場合も、もう一度、一遍変更の手続をとってもらわにゃいかんというのがあります。その場合は、また減免の対象になるというところですね。

ですから、先ほど言われたように、私もこれ勉強会のときに聞いたわけですが、例えば赤の色を塗っていたと、その赤の色がちょっともう白けてピンクになったと。これをもう一遍赤に塗るという場合も、変更の手続は必要だということでございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11．第12号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

第12号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例について補足説明を申し上げます。

議案集の8ページをごらんいただきたいと思っております。

現在、乳幼児の医療費の助成につきましては、3歳になる月の末日までの乳幼児の入院、通院の全疾病について、個人負担額から300円を控除した額と、3歳になる月の翌月から就学前の幼児につきましては歯科診療に係る個人負担額、それと入院に係る個人負担額の2分の1を助成しております。

今回、これに加えまして、3歳になる月の翌月から就学前の幼児で身体障がい等、心身に障がいを持つ幼児を対象に、その者の通院に係る医療費の個人負担の2分の1を助成するこ

とで、条文の整備を行い、今回、条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、条例の主な内容について御説明を申し上げます。

まず、第3条では助成対象者を定めており、第3条第2項では、3歳になる月の末日までの乳幼児とその翌月から就学前の幼児をそれぞれ第1号対象者、第2号対象者といたしております。

第4条では、第1号対象者の保護者を第1号受給資格者、第2号対象者の保護者を第2号受給資格者とし、それぞれの助成額を規定いたしております。その中で、第6項では新たに第2号対象者のうち、障がいを持つ乳児の通院に伴う医療費の個人負担の2分の1を助成することを規定いたしております。

第6条では助成方法、また第9条では助成の制限等を規定いたしております。

なお、この条例の施行日は平成20年4月1日からといたしておるところでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第12号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12．第13号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第13号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書12ページでございます。

国家公務員につきましては、平成18年3月に人事院規則が改正され、同年7月から勤務時間中の休息時間が廃止されております。

武雄市では、現在、武雄市職員の勤務時間、休息休憩等に関する条例により休息時間を設け、規則で連続する勤務時間4時間ごとに15分の休息時間を置くこととしておりますが、国に準じて、これを廃すべきと判断いたしましたので、今回、休息時間廃止のための条例の改正をお願いしているところです。

職員のいわゆる昼休み時間は、現在のところ、休息時間の15分と休憩時間の45分を合わせた60分ですが、休息時間の廃止に伴い、休憩時間の45分のみとなりますので、改正後の職員の昼休みは正午から12時45分までの45分間になります。

なお、この条例の施行日は平成20年4月1日といたしております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第13号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第13．第14号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第14号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書13ページでございます。

先般12月議会におきまして、武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例について可決をいただいておりますが、学校教育法の一部改正により、同法の本条例への引用箇所になずれが生じたので、これを修正するとともに、休業の対象として学ぶべき教育施設の範囲を追加させていただきたくお願いしております。

具体的には、対象となる教育施設を現行、大学や大学院、あるいはこれに相当するもの及びこれに相当する外国の大学等としておりますが、公務に関し、職員の能力向上に資する教育課程は、いわゆる大学や大学院以外にもさまざまな教育機関が多様なカリキュラムを提供している実態があることから、短期大学や専修学校、その他の教育施設を加えて範囲を拡大し、制度の充実を図ることにいたしました。

地方公務員法においても、自己啓発の対象となる教育施設は、各地方公共団体の実情に応じ、条例で定めることとされており、この趣旨に沿って今回改めまして、その範囲を定めるところでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日としております。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第14号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第14．第15号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第15号議案 武雄市特別会計の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書14ページでございます。

この第15号議案の条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、新たに後期高齢者医療事業について特別会計を設けるもので、これに伴う条文等の整理をするものでございます。

第1条では、第3号に武雄市後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療事業を追加するもので、第3号以降を順次繰り下げて整理するものであります。

第3条では、第1条に第1号を追加したため、条文を整理するものであります。

附則では、この条例の施行日を平成20年4月1日と定めております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第15号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第15．第16号議案 武雄市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第16号議案 武雄市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の15ページでございます。

武雄市税徴収等の特例に関する条例は、市県民税、固定資産税、国民健康保険税の3税を集合徴収として徴収することを定めるものです。

今回の改正は、次の第17号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例により、国民健康保険税の徴収方法に、新たに公的年金からの天引きによる特別徴収が導入されますので、従来の徴収方法を、普通徴収の方法によって徴収すると改めるものです。

なお、この条例の施行日は、平成20年4月1日としております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第16号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第16．第17号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第17号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の16ページから18ページでございます。

この第17号議案の条例は、後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険の被保険者から後期高齢者が除外されます。後期高齢者医療の保険料については、年金から特別徴収を行うことになっており、これにあわせて国民健康保険税につきましても年金からの特別徴収を行うことになりましたので、年金からの特別徴収を行えるよう条文を追加し、整備するものであります。

特別徴収が可能な条件としましては、老齢等の年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主で、被保険者全員が65歳以上74歳の世帯となっております。

それでは、改正の主なものについて御説明いたします。

第9条では、国民健康保険の徴収方法を特別徴収と普通徴収に分けるものであります。

第12条は、国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収することができるようになるよう定めるものでございます。第2項では、新たに特別徴収対象被保険者を規定いたしております。

第13条では、特別納税義務者を年金保険者と定めるものでございます。

第14条では、年金保険者の特別徴収税額の納入義務について定めるものでございます。

第15条では、被保険者資格喪失等の場合の通知等を定めているものです。

第16条では、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収について定めるものでございます。

第17条では、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収について定めるものでございます。

第18条は、特別徴収対象被保険者が特別対象年金の給付の支払いを受けなくなった場合の普通徴収税額への繰り入れについて、定めるものでございます。

次に附則についてでございますけれども、附則1はこの条例の施行日を平成20年4月1日からと定めております。附則2は経過措置を定めております。附則3は経過措置でございますけれども、年金からの特別徴収の仮徴収を行う年度を21年度以後の年度からと定めております。

以上で第17号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第17号議案に対する質疑を開始いたします。27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

条例は本当に厳しいものですね。漢字の羅列で、読んだだけでは一体、何がどういうふう
に書いてあるのか全然わからん。要するに年金者から、年金を持っておる方は年金から特別
徴収をするぞということであります。特別徴収という言葉はいいですけども、端的に言う
と、少ない年金から天引きをするということですよ、手元に入らない。

問題はそういう部分が、具体的に、実態的に、今武雄市でその分で、この条例に基づいて
どういうふうにあるのか。何世帯、どのような形になるのかというのが私は本当に知りたい
ところなんでありまして。確かに条例的にはそういうことがあるんで、もしその辺が、この条
例に基づいて、これがどういうふうに変わるといふ具体的な部分が、市民の代表である私た
ちにわかるようなことがあれば、もちろん当然試算をしてあるというふうに思うんで、その
点について、説明をお願いしたいというふうに思います。

〔29番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）

議会の質疑のときに執行部が説明して、かれこれ持ってきて、この場面的、先ほども言
いましたけど、例えば金ば調べんで1,000円を出していっちょとかですね。調べても少額だ
ったから、1,000円上げたとならいいですけどね。今も一緒ですよ、これによってどう変
わるかという説明を私たちは聞きたいわけですね、ここで質疑を聞くときにですよ。そして、
ああ、それが問題かとなって、次は委員会に持っていき、ここはここで全体で聞けますか
らね。その条文を並べるだけやったら、だれでもわかりますよ。しかし、それがどういう影
響を出すかというふうな対処の仕方、説明の仕方、全体的にぜひよろしくお願ひしたいと思
います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

29番議員の議事進行については、先ほども執行部のほうに申し入れておりますけど、再度
そういったことで申し入れさせていただきたいと思ひます。答弁できますか。　　ちょっと
しばらく答弁、時間かかるそうですので、次の質問をさせていただいていいですか。22番平
野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

福祉文教委員会に付託されるんですけども、ここで質問しておったほうがどういう資料
が必要かということがわかりやすいでしょうから、質問しておきます。

先ほど高木議員が言われた実態的にどうなっているかというのは、実際皆さん、私自身も
含めて知りたいところです。16号議案との関係で言いますと、今、17号議案の説明の中で、

65歳から74歳までの全員が年金をもらっているということでしたよね。そうすると、世帯主は65歳だけれども、連れ合いが64歳と、65歳になっていないという場合には、特別徴収から対象外になってしまうという意味ですよ。

そうすると、16号の関係で言いますとね、国保税の平等割、それから均等割ですね。平等割は世帯構成がどうであろうと、1世帯幾らかかりますよね。そこは、じゃ、65歳以前の人、集合徴収の中から均等割だけ払うのかですね、なるでしょう。全員が65歳以上やったら、老齢年金から天引きするということになりますので、徴収の方法は、それだけで分かれてしまうのかというのが1つですよ。あるいは65歳の人、いや年金から天引きしませんよとなるのかですね、総務のほうでお願いしたい。

もう1つは年金、いわゆる介護保険、国保税含めて年金額の2分の1以上を超えた場合、あり得る話でしょうけれどもね。そうした場合に天引きされるのかというのが1つあります。

そうしてきますと、今度新しく17条で、その65歳から74歳年金から特別徴収で、いわば天引きされるんだということになりますけれども、その対象だとか、どれだけの人たちがこういう天引きをされていくのかと。もう1つは、75歳以上の後期高齢者については年金から天引きすると、同時に65歳以上も天引きできるというふうに、国の法律変わりましたね。どうして65歳からなのかですね。65歳から74歳、前期高齢者と言われる人たちが年金から天引きされる、それはそのほうが滞納が出んからということでしょうけれどもね。ねらいは、そういうことでしょうけれども、そこはぜひ答弁いただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

年金からの2分の1という部分でございますけれども、介護保険のところでもそうございますけれども、2分の1以上になれば取らないということになっておりますので、年金からじゃなくて、普通徴収になると思っております。

それから、被保険者が世帯主と、そして、扶養者になった分についてはちょっと今調べておりますけれども、多分別段で、普通徴収で徴収するんじゃないかと思っております。

それから、65歳から年金から天引きするということにつきましては上位法でして、事務の簡潔化と徴収料のアップという形でなっていると思います。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

この広い議場に後期高齢者は私一人のようですが、実は後期高齢者の関係の資料が出るときですよ、いわゆる何ですか、後期高齢者が夫婦2人の場合とかね、一応は例が示されておるわけです。その中で今、部長がおっしゃったようなこととは、ちょっと意味合いが違うよ

うな資料だったんですが、その点はどうなんですか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

後期高齢者の場合につきましては別々に取りますので、国民健康保険税のように世帯主ということじゃありませんので、別々に取るようになっております。

それから、ちょっと一部説明を間違っておりましたけれども、国民健康保険につきましては、世帯主に課税しますので、その分を計算して、年金から課すようにしております。

それから、どのくらい年金者がいるかということでございますけれども、最大で2,720名ほどの方がいらっしゃいます。（発言する者あり）

後期高齢者の場合ですけれども、一応、均等割ですね、年金の方はほとんど均等割から課税されますけれども、それは夫婦別々に取ります。国保のように世帯主でということではなく、別々になります。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第17．第18号議案 武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例、及び日程第18．第19号議案 武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の2件の議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

議案集の20ページと21ページでございます。

第18号議案 武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例、及び第19号議案 武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

両議案は、上位法であります学校教育法の一部改正に伴い、条文整備を行うものでございます。

武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、市町村はその区域内の学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない旨を規定しております学校教育法の第29条が法改正によりまして第38条へ、それから、中学校への準用規定であります第40条が第49条へと条ずれが生じたため、改正を行うものでございます。

また、武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきましては、保護者の定義に関して規定をいたしております学校教育法の第22条が第16条へと改正されたため、条文整備を行うものでございます。

議案参考資料の15ページ、16ページに、それぞれ条文の新旧対照表をお示ししておりますのでごらんいただきたいと思います。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第18号、第19号、2件の議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。第18号議案及び第19号議案は、いずれも福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第19．第20号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

第20号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案集の22ページでございます。

今回の条例改正につきましては、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まるのにあわせて、老人保健法の名称が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正をされますため、条例第4条第2号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改めるものであります。

なお、施行日は平成20年4月1日からといたしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第20号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第20．第21号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第21号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

老人保健法の一部が改正され、題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められました。また、改正により後期高齢者医療に関する規定が追加され、後期高齢者から保険料を徴収することになり、社会保険の一部となるため、武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容でございますが、議案集の23ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第1号に次のように追加いたします、「キ 高齢者の医療に関する法律」。

それから、削除するものとして、第2条第2号中「並びに老人保健法に規定する疾病又は負傷の治療に要する療養費、入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問介護療養費及び高額医療費」を削除するものであります。

なお、附則により平成20年4月1日より施行することといたしております。

以上、簡単ですが、第20号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第21号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第21・第22号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第22号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の24ページから25ページでございます。

この第22号議案の条例は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されることに伴い、老人保健制度が給付事業から社会保険制度へと変更され、また、退職医療者制度が平成26年度に廃止予定となっております。これらの伴う条文等を整理するものであります。

それでは、御説明申し上げます。

第2条第4号は、国民健康保険運営協議会の委員として、被用者保険等保険者の代表を規定しておりましたが、退職者医療制度が廃止されることに伴い、削除するものでございます。

第5条でございますが、老人保健制度が給付事業から社会保険制度への変更に伴う改正でありまして、国民健康保険の一部負担金については、老人保健法に基づく規定による医療を受けていた者を除いていたが、国民健康保険法において適用を除外されることとなりましたので、条文を整理するものであります。

第7条第2項は、葬祭費の支給について。他の社会保険からの給付を受けることができる場合は、支給を行わない規定を追加するものであります。

第8条では、高齢者の医療の確保に関する法律に特定健康診査等が各医療保険者に義務づけられましたので、国民健康保険で行う事業についての整理を行うものであります。

次に、附則についてでございますが、附則1は、この条例の施行日を平成20年4月1日か

らと定めております。

ただし、第2条第4号を削る規定は平成27年4月1日からと定めております。これは退職者医療制度が平成26年度まで継続されることからでございます。

附則2は、第5条、一部負担金に係る経過措置を定めております。

附則3は、第7条、葬祭費に係る経過措置を定めております。

以上で22号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第22号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第22・第23号議案 武雄市企業立地等の奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第23号議案 武雄市企業立地等の奨励に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の26ページでございます。

今回の改正につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴いまして、同法第20条におきまして、同法の規定により固定資産税を免除した場合に、普通交付税の算定の際に、減収補てん措置が講じられることとなりますので、本条例を改正するものでございます。

第9条におきまして、固定資産税の課税免除について規定しておりますが、先ほど申し上げました法律の規定の適用について追加するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日からとしております。

以上よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第23号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第23・第24号議案 武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第24号議案 武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の27ページでございます。

今回の改正につきましては、県の企業立地促進特区指定が3年目を迎える本年5月1日で期限になりますことから、新たに旧山内町、旧北方町のエリアを含む全市域で指定更新を行うよう準備を進めておりますけれども、更新に当たり企業誘致を有利に図るために、企業立地奨励制度の充実を図るものでございます。あわせて先ほどの企業立地の促進に関する条例の改正と同様、固定資産税を免除した場合の減収補てんに伴う規定を追加するものでございます。

条文の中で第2条では、第5条として新たに雇用奨励金の新設をするために、その条文の整備をしております。

第3条では、奨励金の種類として、新たに今回、雇用奨励金を追加するものでございます。

第4条では、設置奨励金の対象となる固定資産税のうち、償却資産にかかわる奨励金の交付期間を現行の2年から10年間とし、5年までは100%、6年目以降50%とするものでございます。

第5条では、雇用奨励金の新設と、それに新規雇用従業員の数により奨励金を交付することとするものでございます。

第9条では、固定資産税の課税免除につきまして、先ほど申し上げました法律の規定の適用について追加するものでございます。

なお、施行の期日でございますが、県の特区指定後とするために、規則で定める日からしております。

以上よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第24号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

24号議案について質問したいんですけども、1つは新規雇用従業員に対する50万円の奨励措置ですね。これ1年後から新規雇用従業員は、第2条の4のところに、事業開始の日から新たに雇用され、引き続き1年以上事業所に雇用された者をいうと、1人50万円。これは何年まで払うのかというのが1つですね。

もう1つは、上限2,500万円と出ていますけれども、その2,500万円までずっと払っていきますよということなのかですね。50人一気に採用したと、それで1年たったと。それはもう2,500万円になりますよね。そういう上限が2,500万円と。

もう1つ、雇用の形態ですよ。雇用の形態で1年勤めてて、1年後に50万円ずつ払いますよという場合に、雇用の形態というのはどうであってもいいんですか。事業開始の日から正

社員として雇用するのか、あるいはパートだとか、あるいは派遣だとか、そういうのがありますよね。雇用の形態は問わないのかということで、答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

まず1点目の、何年で払うのかということでございますが、あくまでもこの条例につきましては、事業場等の新設あるいは増設にかかわる分でございますので、ただだらと何年でも払うものではございません。

例えば、誘致企業が操業を開始して、新たに事業を開始した、そのときの雇用の数でございますので、そこで奨励をします。それからあとは雇用の形態でございますが、これについては、1年以上の雇用の継続は当然ですが、これについては、あくまでも正規の職員ということで、派遣職員、あるいはパート等の非正規雇用については該当しないということでしております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

議案審議の途中ですが、議事の都合上、午後1時20分まで休憩をいたします。

休 憩 12時3分

再 開 13時20分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第24．第25号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

第25号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本議案は、市営住宅の入居等に関し、暴力団員の排除に係る措置を新たに条例で規定するものです。

平成19年4月20日の東京都の都営住宅で、暴力団員による立てこもり事件など、公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等、さまざまな問題が全国的に発生していることから、市営住宅の入居者及び周辺住民の平穏の確保、市営住宅への信頼確保を図るため、国土交通省より公営住宅における暴力団排除についての指針が出されました。また、昨年11月には武

雄市においても暴力団員による入院患者射殺事件が発生し、全市的に暴力追放の機運が高まっております。

このようなことから、市営住宅から暴力団員を排除できるよう武雄市営住宅設置条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、第6条の入居者の資格の第6項に、本人または同居者が暴力団員でないことを追加し、入居申し込み者が暴力団員である場合には、入居決定をしないこととし、第12条の同居の承認の第2項に、入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする場合に必要な市長の承認について、同居させようとする者が暴力団員である場合には、これを承認しないこと。また、第13条、入居の承継の第2項に、入居者が死亡し、または退去した場合において、入居者と同居していた者が引き続き居住しようとする場合には必要な市長の承認について、承継しようとする者が暴力団員である場合には、これを承認しないことを定めております。

第41条、住宅の明渡請求の規定では、明渡し請求事由に、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときを第5号に追加し、当該入居者に対して、期限を定めて明け渡しを請求できることを定めております。

また、第50条、駐車場の使用者の資格では、駐車場使用申し込み者が暴力団員である場合には、使用できないことと定めております。

なお、施行日は公布の日からとしております。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第25号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

これもうちの委員会にかかると思いますけれども、全体的な基本的なことを聞いておきたいと思えますけど、まず、居住権の問題ですね。暴力団員に居住権があるかどうかわかりませんけれども、既に入居している人がおるかどうかわかりませんが、おるとすれば、どうするのかということですね。やっぱり強制退去させるということになるのかと思えますので、その準備はできるかということ。

それと条例の中に、これは同じ条例事項だと思いますけれども、性質は違いますよね。条例事項ですから、家賃滞納者ですね、3カ月以上ですか、これも強制退去になっておるはずですよ。これをされているかどうか。条例だけつくって、中身は伴わないのは一緒ですので、それをどうするのかということ。

それと入居の際、どのようにして選別するかということですよ。暴力団員であるのか、暴力団員でないのか、指定暴力団なのか。ただ暴力団員と言われたですね、指定暴力団員ということなんですか。だから、暴力常習者、また以前暴力を起こした人、住民にとっては一緒

ですよね。だから、そう言われたときに、住民に対しての説明ですね。（発言する者あり）
いや、これは指定暴力団やけんこうだよと、これは暴力しょっちゅうしょおけど入居されるんだよとか、そういう区別が実際できるかということですね。

それから、先ほど言われた射殺者、暴力団員による射殺と言われたですね。今田ですか、暴力団員による射殺事件があったからと。武雄の事件は、暴力団員による射殺と書いてありますよね。彼は暴力団員かどうかですよ。4つの点をお伺いします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

暴力団員は公営住宅に入る資格がないのかという御質問でございますが、（発言する者あり）

〔29番「入った人をどうにかしたり退去させるということ、今入っておるとすれば、おるかどうか知りませんよ」〕

今現在入っておられるかどうかということにつきましては、情報が入ってきた場合に、警察に照会をして、暴力団員であるかどうか、その返事が来た段階で警察と一緒に該当者のところに出向きまして、まず最初に自主退去を進めるという手順でございます。その後、期間を置いて、どうしても出ていかないということになれば、今度は明け渡し請求という形になります。そういう手続でいく予定にしております。

あとは滞納でございますが、今の市営住宅の滞納の分は、三月以上滞納した場合は退去してもらおうという条例になっております。今、滞納者に対しては、1カ月からずっと滞納の人に対して徴収のほうに赴いているわけですが、それが、月が重なると保証人に通知する。保証人に通知して、保証人からもどうしてもだめだという形になれば、明け渡し請求ということになりますが、大体この徴収相談といいますが、徴収に行ったときに本人さんから納付計画書を出してもらって、分割してでも払ってもらおうという形をとってもらったら、そのままおれるという形を今とっております。

それから、暴力団員は指定暴力団員かという御質問でございましたが、これにつきましては、指定暴力団とは限らないという警察の回答をいただいております。（発言する者あり）

それから、済みません。11月の「暴力団員による」と私は発表してしまいましたが、これにつきましては、私の新聞が何かでの解釈でそういうふうになってしまいました。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、大体2つの問題点を出したとですよ。1つは、暴力団とする根拠ですよ。これが簡単にできないと思うと。日本の風土もありますし、だから、通常何かのとき、指定暴力団

と言いますよね。しかし、警察の説明ではと、今また言われたですよ、これは警察がつくるとですか。違うでしょう、うちがつくるとでしょう。そんな説明ではだめですよ。だから、元暴力団員とか、いろいろおるわけですから、線引きをどうするかということなんです。だから、簡単にそこら辺は区別もできないし、一般住民の者をとって、ちょっとあん人暴力団ばいと言われたときに、実際違うですと言わないかんわけね。この条例は、うちが使いますから。その格好だけ、こう言ったら怒られますけど、武雄署管内は暴力追放を出したばいと、そんな代物と違うんですよ。やっていかにやいかん。さっきの話じゃないですけど、例えば今そういうのが入っているかどうかですよ。武雄市内においては、入っているか、入っていないか。入っていたら、先ほど言いましたように居住権がありますから、それを強制退去になるわけですよ。だから、強制退去となったとき、それはそれでいい いい、悪いじゃないですよ。

もう一方は、家賃のほうは、確かに手心加えるでいいと思いますけれども、やはり条例は条例ですからね。法は法ですから。

だから、もう一遍聞きますけど、区別ができるのかと、今入っているのを結局は出せるのか。それは警察にびっくりして出るかわからんですけど、実際、裁判闘争まで考えにやいかんわけですからね。連中は裁判はせんと思いますけど。しかし、それはちゃんとしておかなければ、一番困るのは、いいですか、あなた初め、だれが行くかわからん。鈴つけ行くんですよ、だれかが。そこは、ちゃんと最初から区別ばしとかなければ、法的に守らにやいかんけんね。実際行つたと、もめたと、けがしたと、しかし、その人は暴力団と思うぎ、暴力団じゃなかったと。なるだけ補償来んようにですね。そういういろんなことがありますから、その選別の方法ですね、ちゃんとしとかないかんと思う。一つ一つ警察に立ち会ってもらいますか。それとも、人相を見て悪いのをやるんですか。お答えください。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

確認という項目につきましては、条例がもしも可決されますと、そのあと警察と協定を結ぶ予定にしております。これは、県がこの2月の議会で、県のほうも県営住宅におけるこの暴力団員追放の議案を出しておられます。それで、県もこの手続をしておられるわけですが、県のほうも可決後、警察と協定を結ぶということになっています。武雄市も県に倣って武雄警察署と協定を結ぶ。その協定を結ぶ中で情報の提供というところをうたいます。その情報の提供というのが、市から警察に対して、「この人は暴力団員ですか」という照会をして、警察のほうから「はい、そうです」「いや、これは違います」という返事が来て、その人が暴力団員かどうかというのを判定するというふうになります。

〔29番「だから、入居者全部するのか。どうやってそれを警察に聞くのか。すべて

聞くのか、入居者を」]

これは、入居申し込みがあって、全員と入居契約しませんので、入居の順番が来た、そしてその人と今度は契約をするよというふうな順番が大体来るときに、その人と契約できるかどうかというのを警察に照会をすると。

〔29番「入居者全部、申し込み者は全部するんですね」〕

いえ、申し込み者で、とうとう順番が来ないで契約しない人もおられるわけですね。
(「入居者全員に徹底したほうがいいですね」「申し込み者全員」と呼ぶ者あり)

申し込みがあって、契約するような順番になった人の分を警察に照会をして、暴力団員ですか、どうですかという回答をもらうと。(「人権にかかわる」と呼ぶ者あり)

〔29番「全部ね。議事進行について」〕(発言する者あり)

議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)

質疑というよりも、今の答弁をやっぴり的確にしてもらいたいのは、そのなかなか、例えば冗談みたいに言ったんですけど、人相が悪いから調べるとか、そうじゃなくて、わかりませんので、じゃ全部その入居者を入居時点でも申し込みでもいいですけども、全部調べるんですかと、それが1つですね。全部警察の目を通すんですかと。思想信条まで調べられるとは思いませんけど、ひいては、やっぱりそこまで行くんですからね。それをするんですかと、個人情報の秘密もありますからね。しかし、それを調べ方によっては、それを大きくどこまで行くんですよね。じゃあ、人相が悪いのだけするんですかと、そこですけども、全部しなければわからないはずですよ。それは、一つあるのは、うそを言って入ったのは出されるよとありましょう、たしか。つくりますからね。しかし、その内容で警察に相談すると言いながら、じゃあ全部なのか、選別するのかですよ。だから、全部じゃなければおかしいと思うし、そう思うんですよ。しかし、そのことは、いいことかどうか、そこまで考えにゃいかんですからね。やっぱり委員会に入ってきたら、これだけ調べますので、全体的にそこをちゃんと聞いとかんぎ、委員会、委員長が持ちこらえんさろうばってんが、ちょっとやっぱり済みません、そこら辺お願いします。

議長(杉原豊喜君)

今の議事進行について答弁できますか。

〔29番「だから全部するのがね」〕

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

市営住宅の入居申し込みをして、入居申し込みをされた人は抽せんをします。抽せんの中で外れる方もおられるわけですね。それで、当選といたしますか、当たった方は契約をします。

当たった方は警察に照会します。（「契約になったとは全部する」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

全部ちゅうことやろ。（「全部ですか」と呼ぶ者あり）

松尾まちづくり部長（続）

だから、今から入居で入られる方は全部するという形です。（発言する者あり）

〔30番「議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）

いや、私たちちょっと聞いていていららするんですけど、入居者全員というのは、市営住宅に申し込みをされて、これ、もう3回目だから遠慮しておっしゃってないと思うんですけども、全員となると警察の許可を受けるなり、警察の審査を受けんと市民は全部入居できんようになるんですよ、あなたの分からずれば。それが、要するにさっきの説明の中にあつたように、例えば情報の提供があつたときに警察に聞くということを前もって言いながら、今の答弁だと、とにかく入居手続した人は、全員警察の審査を受けてからじゃないといかんような、そういう答弁をしたんでは、聞いていていかがと思います。後で憲法問題で質問しますけれども、その点については、もう少し明確に説明してほしいと思いますよ。議事進行をお願いしておきます。

議長（杉原豊喜君）

執行部、答弁できますか。松尾まちづくり部長（発言する者あり）執行部に答弁させます。

松尾まちづくり部長〔登壇〕

今から入られる方ですね。（「決定者やろ」と呼ぶ者あり）今後の入居決定者については、全員警察に照会を出す。（「それがおかしかというんだよ」と呼ぶ者あり）

〔30番「よか、それはそれでよか」〕（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

2点ほどお尋ねをしたいと思いますけど、結局、黒岩議員もちょっと触れられましたけれども、居住権の関係ですよね、居住権の関係。と、その遡及の関係ですよね。これは、新しくできた条例なわけでしょう。だから、例えば入居時にそういう人やつたら排除するというのは、ようわかるんですけども、もし、そういう人が現に既得権で居住権を持っておられた場合は、それを理由に遡及して、あなた出ていってくださいと言うのはおかしいと私は思うんですけども、その点がどうなのか。

2点目は、平成3年法律第77号の第2条第6号に規定する暴力団員というのは、どういう

暴力団員を指すのかお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

暴力団とは、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義しておりまして、暴力団員とは、そこに所属する人ということです。（発言する者あり）指定暴力団とは限らないと警察のほうからは……

〔20番「遡及が」〕（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

居住権、居住権の問題。（発言する者あり）

松尾まちづくり部長（続）

遡及についても、県との協議の段階では、そのまま遡及できるというふうに県との協議の中では聞いております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

よく聞いておいてくださいね。

暴力団とか、そういう方々が住民の方々に迷惑をかけないというためには、こういうふうな法の適用も必要だということについては否定をしません。ただ、問題は運用なんですよ。例えば、入居者全員について暴力団であるかどうかの問い合わせをせにゃいかんということをお話しされたわけですけども、これは、私が聞いた状況だけでは、最初は、要するに、そういう暴力団ではないかという情報の提供があったときは警察に聞いて、暴力団でなければいいけれども、暴力団であるときは出てもらうという表現でしたね、さっきの話は。ところが、さっきの説明で、全員ですか、みんなに調査するんですかと言われたときに、全員ですとおっしゃったわけですよ。入居者全員について、もう一遍調査をやり直さにゃいかんようなことだってあり得るわけですよ。そういうときに問題が3つあります。

1つは、例えばそういう情報が仮に、あいは好かんけん、あいは暴力団じゃないかという仮に情報があつた場合ときは、それを例えば調査の対象にするかどうかの問題とか、そういうふうな問題で、もし仮に人権侵害というようなことが起こったらどうするかという問題が1つあります。

第2点は、これ実際、例えば暴力団といえども、例えば仮に刑を終わって帰って来られたと、そのときに、心情的には暴力団というか、そういうものについては、反省をして、そういうことから足を洗ってという表現おかしいですけども、そうして来られても暴力団とい

う、いわゆる烙印というですか、そういうものを押された人については、いかにも周辺の場合は、そういう状況ですけれども、じゃあ、そういうときに保護司さんとか、更生婦人会とか、そういう問題にどういう対応をしているかということについては、こういうふうな対応をするような内部的なそういう取り決めをなさっているかの問題とか、そういう運用の問題が出てきます。

もう1つは、じゃあ、仮に暴力団だと。退去してもらおうというときに、だれが退去を命じに行くんですか。市役所の条例よ。今度の条例の中には、危険手当ってなんてん載っとらんですもんね。本当ですよ。例えば、今までは福祉の方々が、生活保護の場合いろいろ暴れたりなんかすると、行ってから対応していると、そういう危険手当と、職員の人は随分大変な目に遭っているわけですよ。例えば、仮に動き回って暴力を振るう人だけじゃなくて、例えばもし何かのときに伝染病にしても、自殺者がおったときに、死体を一つ一つ拾って回る仕事でも、それに従事して危険手当が300円でしょうが。これ表現おかしいですけども、そういう状況の中で、暴力団を排除するという立場に立って、それを運用するとき、じゃあ本来ならば、危険手当、警察に言ってもらって、問い合わせせにゃいかんような危険な状況を排除するための規定であれば、それを運用する人も危険を感じるわけですから、じゃあ、条例そのものが危険に対する対応の仕方については、条例に載っとらんわけですよ。これは瑕疵ある条例です、私に言わせると。そういう私の感覚で言っている話ですよ。だから、そういう運用の方法について、何らかの方法をしてあれば、それはそれで納得できますけれども、一応そこら辺について説明をしてほしいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

まず、議員御指摘の第1番目の全員をとということでございますが、今後入居される方については全員照会しますけど、今現在約800世帯市営住宅あるわけです。そこに、仮に男が1人で 男が1人というたらおかしいですけど、中に1人ずつおんさっても800人はおんさあということになります。それで警察としても、うちが一遍に照会しても、そこまではできないというところから、警察のほうから、入居を今からぼつんぼつんと入居の契約をしていきますが、その分については、照会された分は返事をできますと、ただ、今現在入居されておられる分については、そういう情報があつた場合に、こちらでまた調査をして、うん、やっぱりそがんかにゃというふうなときに、警察に本当かどうかを確かめるという作業になります。

それともう1つ、もしも暴力団員だということが確定したときに、今から市としましては、まず自主退去の要請に出向きます。そのときは、警察官の同行のもとに行くというふうを考えております。

それともう1つ、それがどうしてもだめで、最終的に明け渡し請求になったとした場合に、その明け渡し請求をすることも警察官を同行してというところでの計画をしております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は法そのものを、こういう条例をつくるのがいかんということでは言っているわけじゃないんですよ。運用的にもし間違えば、これは重大な憲法違反とか、人権侵害とか、そういう問題を引き起こしかねんから、あえてそういうふうな運用をどうするかという規則をつくるためにも必要だから、あえて質問しているわけですよ。そうせんと、委員会で論議してもらえんすもんね。建設委員会で論議してもらうんでしょ、これは。

そういう場合、問題は、仮にその暴力に、そういう該当する人が出てきた場合とか、そういう場合にも、これは家族がいるわけですよ。じゃあ、家族は残っていいのかどうか、そういう問題を含めて論議が、（「家族または暴力団はいかんで書いてあろうもん」と呼ぶ者あり）いやいや、その問題です。そういうことが、じゃあ、家族の人権はどうなるとやろうかという問題が気になるわけですよ。本当の話。子供だっておるでしょうもん。そういうふうな問題については、それぞれやっぱりいろんな分野で検討して条例をつくらにやいかんと私は思うんですよ。

そういう点についてお尋ねをしていることと、もう1つは、現在は確かに入居者が何百世帯とあって何千人がいらっしゃるから、それは調査は無理というなら、今から来る人だけを調査するということが、果たしてそういうふうな居住権を含めた、そういう住宅に入る権利、市民の権利が本当言うと、運用の仕方では、必ずしも平等じゃなかような感じです。そういう気がするわけですよ。私が間違っていれば、それは指摘してもらって結構ですよ。そういう点があるもんですから、あえてお尋ねしました。

そいぎ、もう1つは、全部警察に問い合わせしてからじゃないと入居をさせられんと言ふならば、どういうことなんでしょうかね。何となく私は釈然とせん問題があるんですよ。もちろん警察も公平に、それから人権を大事にして調査には応じていただきたいと思いますよ。ですけれども、問題は、入居者を全部警察で問い合わせしてからじゃないと許可が出んというのは、ちょっと私はこれ以上言いません。討論のときに申し上げますね。一応そういう点、2点についてお尋ねします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

今回の議案は、暴力団員を市営住宅から排除するという目的で、提案しております。

それで、その暴力団員というのが市、我々では確認できませんので、警察に逐一どうです

か、そうですか、そうじゃないんですかという照会をするというところです。我々がそれだけの情報を持っておれば、我々で判断できるわけですから、それは持ちませんので、そういうことです。

それともう1つ、同居者がどうじゃということでございますが、今回の場合で第12条のところで同居の承認という項目がありますが、同居についても暴力団員だったら排除すると。だから、そういうふうな場合、その同居者だけ排除するという形で、契約者はそのままおれるわけですね。（発言する者あり）

契約者が暴力団員だと仮にした場合は、その契約者は出ていってもらうけど、配偶者というのは、またおろうと思ったらおられるわけです。（発言する者あり）

済みません、もう一度。御主人が仮に暴力団員だとした場合、出てくださいというまず自主退去を申しますけど、仮に出んさったとした場合、奥さんだけ別居という形になりますけど、奥さんは暴力団員じゃございませんので、市営住宅に残れるというところです。（発言する者あり）

御主人が出ていかれた場合、奥さんと契約し直しという形になります。

〔30番「再契約するわけやろう」〕

議長（杉原豊喜君）

再契約。

松尾まちづくり部長（続）

はい。

〔30番「嫁さんも子供も……」〕

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

最初、私が聞いた質問の再質問のようになりますけど、遡及の関係でもう一度です。遡及するという考えを持っておられたということを聞きました。それは県の考え方で、県に問い合わせたらそういう考え方だったと言いますけれども、私は、それはちょっと行き過ぎではないかなと個人的には思っていますけれども、質問は、市としてはどのような考えが、独自の考えはないのか、県の言いなりじゃなくて、市はここまでしたら行き過ぎばいと、ここはという県との違いですね。独自性のあることか何かないのかお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

県のほうに聞いたときの意見、県の意見、それともう1つは国土交通省からの指針を見て、私は遡及するもんだと納得しております。

〔29番「議長、もう一回。質問残ったろう」〕（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

答弁を聞いていまして重大な問題を含んでいるんだと思うのは基本的人権の問題ですよ。順番が当たってこれから入居をしますと、5軒空きますので5人順番待って契約をしますよと、5人の中に客観的に暴力団員でないことを立証できるのは十分あるでしょう。例えば資格要件の(1)から(6)で今度新しく加わるのは(6)ですよ。全部警察の情報じゃないと許可できないと、許可権者は市長ですよ。許可権者である市長が印鑑を押す際に、警察の情報が裏づけとなる。入居者すべてがと、暴力団員あるいは暴力常習者、一部が限定されていますよね。もちろん社会的に許されない人たち。しかし、これから入る、これから契約する人たちすべてが、私は反社会的な人間でありませんということを一々証明しなきゃならんのかと、そういう意味では、客観的に見て、この人はそのおそれがあるという市の判断がないのかということですよ。

本人はそういうおそれが一切ないときに、すべて警察の情報を根拠として市長が印鑑を押す。おかしいですよ。まじめなAさんが、一切暴力団員とは関係ないまじめな人たちが住宅に入りたいと、それでもそのAさんは暴力団員だと一々照会する。そういうことは、基本的人権として許されるのかと、全部するわけでしょう、例外なく。最終的には警察の情報次第なんです。もちろん警察だって意図的に、この人が、もちろんその根拠があって暴力団員か暴力団員じゃないかという名簿を持っているわけでしょう。特にそういった警察の情報をもって証明せざるを得ないということになっていくと、基本的人権にかかわる問題じゃないかと、そこはどうクリアされていくんですか。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

この件につきましては、個人情報にも該当すると思いますので、警察に問い合わせたとしても、その結果が漏れるということはないと思っています。

もう一つ、だれでもするんですかと、我々は担当者として受け付けますと、それで、暴力団員は契約しませんよということになっていますので、この人が暴力団だ、この人は暴力団じゃないんだというのは、目で見ただけでは判断つかないと、ですから全部どうしても照会してしまうということになると思います。

〔30番「全然関係なか答弁やん」〕（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

本来の意味は、居住権というのは憲法上で決められておりますので、個人が不利益になつたり、あるいは居住権を束縛するというのは、憲法上の自由として、それは何人も排除はできないというのは、基本的な原則であるというふうに理解をしております。

その上で、今回の、これは、いわゆる基本的人権の制限に当たります。これについては、基本的に、これは民間の住宅ではありません。市営住宅であることと、もう1つが政策目的として、憲法上のもう1つの自由として、公共の福祉という大前提があります。これと当該暴力団員の居住権の自由というふうに考えた場合に、憲法上がどちらを要請するかということがあつたというふうに考えられます。したがって、国交省の通達は、これは当然国がこういう指針を出してあることでもあり、私が直接確認しているわけではありませんが、基本的に公共の福祉を優先するといったことから、今回がこういう通達が出て、我々もそれに法制上は従うということになるかというふうに考えております。

その上で、先ほどありましたように、じゃあ何人も全部警察のチェックが要するのかといったことについては、それは私は議論としては成り立つというふうに思っております。率直に言って思っておりますけれども、しかし、市営住宅あるいは特定公共にもなりますけれども、何を優先するかといったことに関して言うと、これは、おっしゃる基本的人権の制限というのも、私はやむを得ないというふうは思っておりますので、あくまでもこれが全部、民間住宅全部だと言ったら問題だと思いますが、これはあくまでも市営住宅でありますので、市営住宅の目的、あるいは市営住宅の持つ特性からすると、私はこれは許容の範囲内ではないかというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

私は、市長が言うその公共住宅だからこそ基本的人権というのは広く守られていかなければならないと、もちろん私たちとしても暴力団を入居させるとか、反社会的な人たちを入居させるというのは反対ですよ。公共の福祉全体の暮らしを脅かすような人たちの入居はね。ただ、そうでない人も一応は疑うわけですよ。ですから、(1)から(6)までの項目の中で、入居申し込みをする際に、書かなきゃいけませんよね。そこに私は暴力団員じゃありませんという項目もあるでしょう、それは、そこに丸をつける。だれが見たってあの人は暴力団じゃない、暴力団追放の運動もされている。そうすると、その人も照会しなくちゃいかなのかとなっていくわけですね。原則、そうしてしまうと。もう1つは、部長が言ったAさんはどうもおかしいんじゃないかという情報が市役所に入ったと。そしたら、退去命令することができる。強制的に退去してもらうことができるわけでしょう。自分をごまかして入った人が暴力を起こしたと、それで確かめてみたら暴力団員やったと、あるいは暴力行為の常習者だ

ったと。そうすると、強制権を発動して退去してもらうということで地域の安全を図るわけでしょう。入居するときの条件に第6項を加えるわけですから、私はそういうおそれはありませんという宣誓書なり、みずからを証明すると、それがまず基本的には保障されなきゃいけないと思いますよ。そうした上でいろんな情報が入ってきて、いや、それはおかしいという入居者の選定委員会までではないでしょうけれども、そうしたところで疑義が生じた場合には、特別な人については照会するとか、すべてを照会するとなってしまうから私は問題だというふうに指摘しているわけです。

答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

先ほども答弁いたしました、だれがどうだというのを判断できませんので、全部警察に照会するということになります。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

結局は最初にさか戻りますけれど、区別ですよ。暴力団員、暴力団員じゃないということ自体も警察は100%つかんでいるかと、だから指定暴力団ってあるんでしょう。どこまでがテキ屋で、どこからが口入れ屋で、どこからやくざで、どこから任侠で、人間の区別ないですよ。私の友達がよく言うんで、生きざまですからね。（発言する者あり）これが職業ならわかりますよね。だから、警察は困るから法的退去をするとき指定暴力団を入れておるんじゃないんですか。だから、私は当然、この条例やったら指定暴力団で書いてあると思うた。しかし拡大してありますね、自由に使えるように。しかし、それを負うのは、当初言うように、危険って言ったらだめですけど、履行するのは、あなたたち、家賃の明け渡しでもできないようなとにね、簡単にできないですよ。だから、法的にきちんと守られなければ大変なことになりますから、だから、そこはもっともっと深めて、ちゃんとした条例を出さなければ、県から言われたとか、警察から言われたとかしよったら歩けませんよ。区別できないはずですよ。背広着て、ぴしっとして、どっかの社長とっていたと。しかし、神戸の広域暴力団で、あるかわからんですね。そして、今、遡及するんであったら全部調べにやいかんですよ。法律問題ですけどね、差別できませんからね。何でかって訴えられるて言うたら、ほかんと調べたかて言われ、一発でやられますよ。だから、法律問題かかっていると、だから法的に闘うときに勝てるだけのちゃんとした条例じゃないんじゃないかということで当初聞いたんですよ。どうやって区別するのかと。この条例を運用できるのかと。運用するためには、拡大解釈して警察が適当に使いやすい条例じゃなくて、うちが動ける条例じゃなからん

ばだめでしょう。だから、いろんな意見が出るんじゃないんですか。これ、取り扱いをどうしますか。そこんところをちゃんと答えてくれたら委員会付託賛成しますが、それじゃなかったら賛成できないですよ。委員会審査できない。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

その人が暴力団員かどうかということは、担当者としては判断できませんので、警察との協定の段階で、警察の情報を信じるしかないということになります。

〔29番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）

どうもきょうは、ずれとおごたあです。おいがずれとおとかにゃ。

結局は警察に聞かんぎわからんわけでしょう。それじゃ条例が動かんというですよ。

いいですか、うちでちゃんとしとって、その分の情報がないから警察に聞くということでしょう。だから、何でも警察にお任せしよったら動けんですよ、それをさっきから言っているんですよ。だから、警察だつてなかなか指定しにくい、裁判で困る。先ほどちょっと聞いたけど、私も新聞の範囲でしか知らんですよ。うちで事件起こした、みんな暴力団つて書いてあるけど、あれは元ででしょう。いろんなことあるんですよ。だから、その元だったり、きのうまで　きのうってことはないでしょうけど、いろんなことがあってくるから、情報は警察からとります。しかし、それをうちがこう動かすんですよという案を持たなければ、すべて今警察任せですよ。だから怖いと言っているんです、私が言っているのは。だから、警察　捕まるぎいかんけん言われんばつてん、警察の都合のよかごたあ条例になってしもうとつじゃけん。当初は指定暴力団じゃなかったですかって言いよつとですよ。当初の考え方ですよ。いつの間にかずっと幅広うなつてね、だれでも警察に言えば追い出せるようになった条例じゃないのかって言いよつとですよ。それは、決めるとき、うちが主体的に持つかないとだめですよと、うちが行使するんですからね。警察は訴えられんで、うちが訴えられるつとですよ。必ずトラブルがありますよ。ないわけない。トラブったとき、私たちが頼りになるのは法でしょう。守ってくれるのは法律ですよ、力じゃないんですから。だから、法律的にぴしと整理しとかなければ、後で闘いよつた法律じゃだめですよと言っているんですよ。大丈夫ですつて言ってくださいよ。本当に冗談やなく、そう思いますよ、心配します。

だから、警察に聞くやなくて、主体的に情報はとりますよと、判断するのはうちですよと

言うてください。

〔30番「そんなら何も問題はない」〕

議長（杉原豊喜君）

ただいまの29番議員の議事進行について答弁できますか。（発言する者あり）

松尾まちづくり部長に答弁をさせます。（発言する者あり）

暫時休憩をいたします。

休 憩 14時13分

再 開 14時14分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部より議事進行についての答弁をどうぞ。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お手元に、この事務の流れを（発言する者あり）済みません。まず、この流れを……（発言する者あり）

まず、警察に照会をします。警察に照会をして、警察から回答が来ます。それを受けて最終審査をして、市長がオーケーかどうかの決定をするということで、そのまま回答が来た、はい、即マルだよ、バツだよということじゃございません。

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

今、大体警察のほうから聞いて、それで、それを受けて市長が判断するとわかったですね。それで、例えば警察が出した判断と違う判断ば市長が出すときとかあるとですかね。（「あるやろ」と呼ぶ者あり）そういうときは、どういうときがそういうときなんですか。警察はそういうところですよ言うたばってん、いや、そうじゃなかつちゅうことも、そういうのはどがんなあとですか。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

警察の判断と市長の判断が食い違うというのはどういうときかと、まだ経験しておりませんので、何とも。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

一応、全員を警察のほうに照会するというので、それが1点と、遡及するということがちょっとはっきりしたわけなんですよ。そしたら、遡及して、今ある人についても、やっぱりそれを求めたいという方針はあるということですよ。そしたら、それが800世帯あって、家族まで入れれば相当なと思いますけれども、それが本当に時間がかかるから、しなかったじゃ、結局時間がかかってませんかといかんと思うわけですよ。だから、相当その時間がかかる。まず、その新規入居が全体の何%ぐらいに毎年なっているのかですよ。それが余りないとするならば、普通の住宅みたいに2年更新とかないわけでしょう。だから、ちょっと入れればある程度住まわれるということだから、そっちのほうをやっぱり調べんといかんと思うわけですよ。だから、そっちを調べるのにどのぐらい時間がかかると思われているのか、現実的に無理なのか、それについてお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

既存入居者につきましては、そういうふうな情報が入った場合に、担当者がまず現地現地調査って言い方が適切かどうかわかりませんが、一応調査をして、それでもって、そうみたいだなというときに対策を練るということであって、全部情報が来たから、さあ白か黒かということじゃないわけです。それで、一応既存入居者につきましては、今までずっと入っとんさあけん、大体周りの人に迷惑をかけているか、かけていないかというのも管理人さん、こういうところはわかっておられますので、そこら辺からの情報を得ながら照会をするという形になります。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

入居されて、ふだん迷惑をかけているか、かけてないかちゅうのは、この際全然問題ないわけなんですよ。暴力団でそういうトラブルの可能性の方がおられるかどうかを調べるのが目的であって、ふだんのことを調べるのが目的ではないわけなんですよ。だから、今結局入居のパーセンテージが少なかったら、その数%を調べたって全体の安心にはつながらないんですよ。だから、全体の安心をつなげるためには残った部分をしなくちゃいかん、でも800も大変だからというから、800ってそんなに大変な話なんですかと、それは時間をかけてもしたほうがいいんじゃないんですかということをお聞きしているわけです。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

警察との協議の段階で、全部はし切らんということですので、うちは、既入居者につま

しては情報待ちということで対応したいと思います。

〔20番「情報待ち」〕

〔29番「絶対裁判に負ける」〕

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第25．第26号議案 武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

第26号議案 武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正するこの条例につきましては、第25号議案の市営住宅設置条例の一部を改正する条例と同様に、第5条の入居者の資格、第11条の同居の承認、第12条の入居の承継、第29条の住宅の明渡請求、個々の条項において、暴力団員の排除の規定を追加するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第26号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第26．第27号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。田栗市民病院事務長

田栗市民病院事務長〔登壇〕

第27号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の33ページでございます。

この議案につきましては、条例中第2条第2項第1号で引用しております「老人保健法」が、「高齢者の医療の確保に関する法律」へと名称変更になるため改正するとともに、第5条の次に新たに使用料及び手数料の支払請求権の放棄に関する規定を第6条として追加するものであります。

新たに追加する第6条は、消滅時効が完成したものを放棄することができるように規定するもので、現在、債権放棄は地方自治法により5年の取り扱いを行っていますが、平成17年

11月21日に最高裁判所第2小法廷において、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、民法第170条第1号により3年と返すべきとの判断を踏まえ改正するものでございます。

なお、施行につきましては公布の日からとし、第2条第2項第1号の改正規定につきましては、平成20年4月1日からといたしております。

以上、よろしく御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第27号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第27・第28号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第28号議案 財産の取得について、補足説明を申し上げます。

議案書の34ページでございます。

この件につきましては、議案資料の1ページから5ページに取得する用地の位置図、それから字図を添付しております。また、6ページのほうに土地売買の仮契約書の写しを添付しております。

今回議決をお願いしています土地は、武雄温泉保養村整備事業用地として、武雄市土地開発公社で先行取得をしておりましたもので、武雄市土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、今年度19年度と20年度にかけまして公社から取得する予定でございます。

今回提案をしております用地については、平成19年度取得分で、武雄市武雄町大字永島16288番1のほか23筆で、面積で1万6,675平方メートル、取得の価格につきましては1億3,100万円となっております。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第28号議案に対する質疑を開始いたします。4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

2点だけちょっと確認をさせていただきます。

土地開発公社が先行取得された物件を今回武雄市が購入ということですがけれども、公社がいつごろこの物件に関して購入されたのかどうか。それと、今、価格をちょっと1億3,100万円ですか、平米単価に直しますと平米が8,000円弱ぐらいの購入単価になるかと思えますけれども、その当時公社が購入された金額も合わせてお尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

まず1点目の購入の時期でございますが、開発公社が取得した年度は、一番古いもので平成2年でございます。それから、平成3年、平成4年、最終が今回買い戻しするのが平成8年度までの分でございます。

それから、取得当時の価格でございますが、その当時の取得単価が平方メートル当たり、山林が1,292円、田が4,248円、畑が3,198円ということで、取得当時の全体の価格が5,061万1,287円となっております。今回が1億3,100万円ということで、約8,000万円の事務費、利息がかかっているということで、当時の平均の取得の価格が平方メートル当たり3,035円、今現在が先ほどありましたように7,851円でございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第28．第29号議案 市道路線の廃止について及び日程第29．第30号議案 市道路線の認定についての2件の議題を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

第29号議案 市道路線の廃止について、それと第30号議案 市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

合併に伴いまして、旧市町間を連絡する1つの路線に、旧市町ごとに複数の路線名がありますので、道路管理の一本化を図るため、新たに1つの路線として認定したく、一たん廃止し、その後、認定するものでございます。

廃止路線の内訳としましては、旧北方町と旧武雄市を連絡している路線が8路線。旧山内町と旧武雄市間を連絡している路線が6路線、計14路線を廃止します。その後、認定路線の内訳としましては、旧北方町と旧武雄市を連絡する路線が3路線、旧山内町と旧武雄市が連絡する路線が3路線及び第29号議案で廃止された市道北方インター馬神線のうち、県道北方朝日線から434メートルが他の市道と重複してありましたため、重複期間を除き、新たに1つの路線として認定し、計7路線を認定するものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第29号、第30号、2件の議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第29号議案及び第30号議案は、いずれも建設常任委員会に付託いたします。

日程第30・第31号議案 武雄市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第31号議案 武雄市土地開発公社定款の変更についての補足説明を申し上げます。

議案書の39ページでございます。

武雄市土地開発公社定款の変更は、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を経て県知事の認可を受ける必要がございます。

今回の変更については、郵便貯金法の廃止に伴い、定款の余裕金の運用の規定の第25条第2号中の「郵便貯金または」の条文を削除するものでございます。

なお、施行日は佐賀県知事の認可のあった日からしております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第31号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 14時32分